

八戸市農業委員会 10 月総会議事録

日時：令和4年10月12日（水）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19名中19名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 出	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中21名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 出	18 番 金谷 由松 欠	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、金谷推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

会長の旦那様が亡くなられたということで、実は私も5月の末に同級生が、3日前にはバスケットを教えていた教え子のお父さんが52歳で亡くなりました。今年には50～60代の方で亡くなられる方も多く、自分も常に健康でいなければならないと強く思いながら農作業しています。やはり健康が第一、アントニオ猪木さんも元気があれば何でもできるとおっしゃっていたということで、秋の収穫の力をつけるために農業委員会憲章を元気良く腹に力を入れて大きな声で唱和をお願いします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

皆様、本日はお忙しい中御出席いただきありがとうございます。多くの方がもう稲刈りを終えられたかと思いますが、何人かはまだ頑張っているようです。今年例年より数量が落ちるのではないかという話がありましたが、収穫してみ

やはり例年どおりはっていないなと思います。ここ何日か寒い日も続いておりますし、季節の変わり目が健康に影響をもたらすみたいなので、皆様体調には気を付けていきましょう。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、18 番 橋場 孝 委員、19 番 村上 正憲 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 39 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

梅津委員

梅津から報告いたします。去る 9 月 28 日、西野農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 29 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願

ます。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 29番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、兄妹です。態様別は、代物弁済です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は負債整理のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、牧草です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。受人は相続税の納税猶予の適用を受けておりますが、影響はありません。その他、年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、管理機2台、トラクター、軽トラック、噴霧器、草刈機、フレールモア、ロールベアラー各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山田委員

山田から報告いたします。去る9月28日、木村農業委員と市庁本館地下会議室において、番号30番を調査してまいりました。

貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 30番

調査には、借人は本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、3年間の使用貸借です。申請理由は、借人は新規就農、貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約8.4km、耕作道はありませんが、公道に通じる土地の所有者から土地通行についての承諾書が提出されています。借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、

30年の農業経験のある知人から農業指導を受けるとのことです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台を親戚から借用するとのこと。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第40号、令和4年度第7号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第40号、令和4年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借4件、使用貸借12件の計16件となっております。

借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手16名で、利用権設定面積は、合計76,515㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

番号1番から資料5ページの番号16番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積1番 番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番 番号2番、利用権の種類及び内容は、ピーマンを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積3番～6番 番号3番から番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

資料の4ページをお開き願います。

利用集積7番 番号7番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間6,800円でございます。

利用集積8番 番号8番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。

利用集積9番 番号9番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。

利用集積10番 番号10番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間114,300円でございます。

利用集積11番 番号11番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積12番 番号12番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積13番 番号13番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、8年2か月

間使用貸借するものでございます。

利用集積 14 番

番号 14 番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 15 番

番号 15 番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、9 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 16 番

番号 16 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,000 円でございます。

公告年月日は、令和 4 年 10 月 18 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 41 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

木村委員

木村から報告します。去る 9 月 28 日、西野委員と市庁本館地下会議室におい

て、番号 64 番から番号 68 番までを調査してまいりました。資料の 7 ページをお開き願います。

いずれの案件も、賃借人及び賃貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 64 番

はじめに、番号 64 番について報告します。

調査には、賃借人及び賃貸人ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、2 年間の賃貸借です。転用目的は、駐車場です。実施計画は、令和 4 年 11 月 1 日から令和 4 年 11 月 20 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地をアスファルト舗装します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約 300m に位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、既存事業用地を通じて市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5 条 65 番

続きまして、番号 65 番について報告します。

調査には、賃借人及び賃貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、6 か月間の賃貸借です。転用目的は、国土交通省発注の馬淵川河道掘削工事のための工事用通路、駐車場、休憩所 1 棟、仮設トイレ 2 棟、プレハブ倉庫 1 棟の設置です。実施計画は、令和 4 年 10 月 20 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 6 か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きし、申請地の周囲にネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立明治小学校から北西側約 850m に位置し、田、畑に囲まれ、農道に接続しています。農地区分は農用地区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、仮設工作物の設置その他の一時的な利用、一時転用は不許可の例外に該当するためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 66番～68番

続きまして、番号66番から資料8ページの番号68番までについて報告します。
番号66番から番号68番までの3案件ですが、賃借人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

調査には、いずれも賃借人及び賃貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも11か月間の賃貸借です。転用目的は、青森県発注の県道橋梁補修工事のための工事用通路、資材置場です。実施計画は、令和4年10月19日から令和5年9月18日までの11か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きします。立地条件は、八戸赤十字病院から西側約450mに位置し、畑、宅地に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、番号66番の申請地は、長期間休耕していたことで地力が低下し、番号67番と番号68番の申請地は、河川と堤防の間に位置し、年1回程度馬淵川が氾濫することにより冠水被害を受けることから、いずれも近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

西野委員

西野から報告します。去る9月28日、木村委員と市庁本館地下会議室において、番号69番から番号71番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 69番

はじめに、番号69番について報告します。

調査には、賃借人及び賃貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、10か月間の賃貸借です。転用目的は、青森県発注の県道橋梁補修工事のための工事用通路、残土置場です。実施計画は、令和4年10

月 19 日から令和 5 年 8 月 18 日までの 10 か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きし、残土は飛散防止のため養生シートで覆います。立地条件は、八戸赤十字病院から西側約 450m に位置し、畑、宅地に囲まれ、河川管理用地を通じて県道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5 条 70 番

続きまして、番号 70 番について報告します。資料の 9 ページを御覧ください。

調査には、受人及び渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。転用目的は、住宅 1 棟、物置 1 棟建築です。実施計画は、令和 4 年 11 月 15 日から令和 5 年 4 月 15 日まで。資金調達計画は、借入資金と妻の母からの資金提供です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の駐車場とする部分を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸工業高等専門学校から南東側約 600m に位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5 条 71 番

続きまして、番号 71 番について報告します。

調査には、受人及び渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 4 年 10 月 19 日から令和 5 年 4 月 19 日まで。資金調達計画は、自己資金と、共同で住宅を建築する子の夫の借入資金及び子からの資金提供です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土

地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の駐車場とする部分を砂利敷きします。雨水については浸透枡を設置し、処理します。汚水については汚水枡を設置し、農業集落排水処理施設に流入させて処理します。立地条件は、八戸市立豊崎小学校から北東側約 250m に位置し、田、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は土地の性質から生産効率が悪く、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 42 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から、議案第 42 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。

この案件は、令和 4 年 8 月総会及び 9 月総会に引き続きとなりますが、今年度の利用状況調査により遊休農地と判定された農地のうち、再生利用が困難な農地と思われる土地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と判断された土地については、所有者に対して非農地通知を発出し、農地台帳から除外し、以後、農地として取り扱わないこととするものでございます。

判断基準については、先月までの総会において説明しておりますので割愛させていただきます。

それでは、総会資料の 11 ページから 15 ページにわたる利用状況調査関係資料、遊休農地一覧表を御覧ください。

今回、判断していただく土地は、8 月 19 日及び 8 月 24 日に調査した農地のうち、非農地と思われる土地、計 114 筆、面積の合計は約 22.1ha でございます。別冊の農地調査写真及び農地調査図面、並びに位置図、八戸市管内図とともに御覧ください。

遊休農地 1 番～60 番

番号 1 番から 60 番までは、8 月 19 日に村上委員・金谷委員・坂委員により現地を調査した土地で、番号 1 番から 20 番までは、位置図では L 付近の島守地区で、農地調査図面及び写真は 1 ページの 1 番から 7 ページの 20 番まででございます。

番号 21 番から 47 番までは、位置図では M 付近の島守地区で、農地調査図面及び写真は 7 ページの 21 番から 16 ページの 47 番まででございます。

番号 48 番から 58 番までは、位置図では N 付近の島守地区で、農地調査図面及び写真は 16 ページの 48 番から 20 ページの 58 番まででございます。

番号 59 番及び 60 番は、位置図では O 付近の島守地区で、農地調査図面及び写真は 20 ページの 59 番及び 60 番でございます。

遊休農地

61 番～114 番

次に、番号 61 番から 114 番までは、8 月 24 日に橋場委員・上明戸委員・森光男委員により現地を調査した土地で、番号 61 番及び 62 番は、位置図では P 付近の泥障作地区で、農地調査図面及び写真は 21 ページの 61 番及び 62 番でござ

います。

番号 63 番から 82 番までは、位置図では Q 付近の市野沢・中野・大森地区で、農地調査図面及び写真は 21 ページの 63 番から 28 ページの 82 番まででございます。

番号 83 番から 106 番までは、位置図では R 付近の中野・大森地区で、農地調査図面及び写真は 28 ページの 83 番から 36 ページの 106 番まででございます。

番号 107 番から 114 番までは、位置図では S 付近の大森・泉清水地区で、農地調査図面及び写真は 36 ページの 107 番から 38 ページの 114 番まででございます。

以上、御説明いたしました土地は、調査を担当されました委員の皆様からの意見としましては、いずれも森林・原野化が著しく、農地への復元は困難なもの、又は復元しても継続して利用することができないものであるとのことございました。つきましては、この 114 筆の土地について、非農地と判断することを御審議いただくものでございます。なお、今回、非農地と判断された土地については、農地台帳上、非農地として整理されますが、法務局の登記簿上の地目については、所有者が変更登記を申請し、農地以外とする必要があることを申し添えます。

最後になりますが、この案件の調査を担当されました農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中、利用状況調査・農地パトロールに参加していただきましてありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を非農地として判断することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、報告第39号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の9月分でございます。資料の17ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等81番～97番

今回の届出は、資料17ページの番号81番から資料22ページの番号97番までの計17件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料18ページの番号85番、資料19ページの番号88番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第40号、競（公）売買受適格者の証明願（転用届出）については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の農地転用届出に係る競（公）売買受適格証明願の9月分でございます。

はじめに、競（公）売買受適格証明書につきまして御説明いたします。

裁判所の競売や税務署等の公売になった農地に関して入札を行う場合、農地を取得できない者が最高価買受人又は次順位買受人、いわゆる落札者となるのを未然に防ぐため、執行機関から入札参加者に対して、農地法の許可等を受けられる見込みがある者であることを証明する書類の提出が求められます。この書類のことを買受適格証明書といいます。耕作目的で取得する場合は、農地法第3条に係る買受適格証明書が必要となり、転用目的で取得する場合は、農地法第5条に係る買受適格証明書が必要となります。

それでは、内容につきまして御報告いたします。資料23ページを御覧ください。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番は、裁判所の競売に伴う案件でございます。

5条適格1番

番号1番、転用目的は宅地分譲でございます。

申請内容、書類ともに適正であり、競（公）売買受適格証明書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第8
会長 次に、日程第8、報告第41号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事 事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の9月分でございます。資料の25ページをお開き願います。
譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条90番～92番 番号90番、番号91番、番号92番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。

5条93番 番号93番、転用目的は駐車場でございます。

5条94番 番号94番、転用目的は宅地分譲でございます。
いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。
皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時15分)